

OLCで働く皆様

「健康保険」を活用しよう！

病気や怪我をしたとき、休むと生活できないからと我慢して働き続けたり、療養期間を早めに切り上げたりなど、無理をしていませんか？

皆さんが加入している健康保険には、病気や怪我の療養ために会社を休み、賃金を受けられなくなった場合に賃金の2/3相当額が最長1年6カ月まで支給される「傷病金制度」があります。

この制度は会社の恩恵ではありません。保険料は会社と働く人が折半で支払うとなっていて、毎月の賃金から控除されています。

ということは、OLCで働いている皆様一人一人が、自分の毎月の賃金から社会保険料を負担している＝支払っているということです。

例えば、「傷病金制度」は社会保険に加入している者の権利です。

オリエンタルランドユニオンは、7月14日に行われた会社との交渉で、この制度が使えることを確認しました。

病気や怪我で休む時、会社に「傷病金制度」の手続きをお願いしますと言って下さい。

オリエンタルランドユニオンでは、現在、組合員一人がこの制度を活用しています。この制度を使うにあたり、わからないことや不安なこと、申請をしたら何か言われた、などありましたら、オリエンタルランドユニオンにご相談下さい。